

健康状態を確認しましょう

1年に1回、健康診査を受けることで

- ◎自分が健康であることを、確かめることができます
- ◎自覚症状が出る前に、病気のきざしを知ることができます
- ◎病気を予防したり、病気の悪化を防いだりするための生活の工夫を知るきっかけになります



すでに病院を受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立たせることができます。

令和2年度以降に受診した健診結果は、マイナポータルでも閲覧できます。

※結果の反映は受診から数か月期間を要します。

後期高齢者医療制度に加入されている方の健康診査は、**無料で受診できます。**

健康診査の実施時期や内容、申し込み方法などは、実施する市町村ごとに取り扱いが異なりますので、**詳細についてはお住まいの市町村窓口にお尋ねください。**

※他県の施設に入所している千葉県後期高齢者医療被保険者の方については、広域連合へお尋ねください。



広域連合ホームページ

令和5年度の一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

千葉県の一人当たりの医療給付費は、77万4,982円となり、前年度76万2,746円と比較し約1.60%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。



	令和5年度	前年度(令和4年度)	増減
医療費の総額	8,002億8,236万円	7,514億6,510万円	488億1,725万円(+6.50%)
医療給付費の総額	7,301億3,265万円	6,871億4,905万円	429億8,360万円(+6.26%)
一人当たりの医療給付費	77万4,982円	76万2,746円	12,236円(+1.60%)

令和5年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など)に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。

